

湘南山手吉井自治会 規約

令和5年6月8日

(規約 令和5年6月8日施行)

湘南山手吉井自治会

湘南山手吉井自治会 規約

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本会は、会員相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

(名称)

第 2 条 本会は、湘南山手吉井自治会と称する。

(区域)

第 3 条 本会の区域は、横須賀市吉井 2 丁目 9 番から 17 番まで、吉井 3 丁目（11 番 6 号から 11 番 7 号までを除く。）及び吉井 4 丁目（32 番 30 号から 32 番 37 号までを除く。）とする。

(事務所の所在地)

第 4 条 本会の事務所は、神奈川県横須賀市吉井 4 丁目 18 番 1 号に置く。

第 2 章 会 員

(会員の資格)

第 5 条 第 3 条に定める区域に住所を有する個人は、本会の会員となることができる。

(入会)

第 6 条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長あて提出し、役員会の承認を得なければならない。

2 本会は、正当な理由がない限り、前条に定めた会員の資格を有する個人の入会を拒まない。

(会費)

第 7 条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

2 すでに納入した会費その他の拠出金は、返還しない。

(退会)

第 8 条 本会を退会しようとする者は、退会届を会長あて提出するものとする。

2 会員が死亡、または区域内に住所を有しなくなったときは、退会したものとする。

第 3 章 役 員

(役員)

第 9 条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|---------|---------------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 2 名 |
| (3) 部長 | 5 名以上 9 名以内 |
| (4) 副部長 | 10 名以上 18 名以内 |
| (5) 会計 | 3 名 |
| (6) 監事 | 2 名 |

- 2 役員は、総会において会員の中から選任する。
- 3 役員は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 部長は、会長・副会長を補佐し、本会の部所を分掌する。
- 4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときはその職務を代理し、部長が欠けたときはその職務を行う。
- 5 会計は、本会の金銭出納について分掌する。
- 6 監事は、地方自治法第260条の12の職務を行う。

(役員任期)

第11条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

第4章 総会

(総会)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会権能)

第14条 総会は、この規約に別に定めるもののほか、本会の運営に関し、重要な事項を議決する。

(総会開催)

第15条 通常総会は、毎年4月に開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (3) 監事が地方自治法第260条の12第4号の規定により招集するとき。

(総会招集)

第16条 総会は、前条第2項第3号に規定する場合を除き、会長が招集する。

- 2 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席した会員のうちから選出する。

(総会の定足数)

第18条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

ただし、次条第2項の規定に基づく事項については表決権を有する世帯（以下「会員世帯」という。）の過半数の出席があれば、開会することができる。

(会員の表決権)

第18条の2 会員は総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の各号を除いた事項の会員の表決権は、会員の所属する1の世帯に1箇とする。

(1) 財産の処分に関する事

(2) 規約の変更に関する事

(3) 解散に関する事

(総会の議決)

第19条 総会の議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第20条 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない会員または会員世帯は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の会員又は会員世帯を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第18条及び第19条の規定の適用については、出席した会員又は会員世帯とみなす。

(総会の議事録)

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 会員又は会員世帯の現在数

(3) 出席者の数（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第22条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第23条 役員会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事。

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他、総会の議決を要しない本会の会務の執行に関する事項

(役員会の開催)

第24条 役員会は会長が必要と認めたとき、または役員 $\frac{3}{10}$ 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(役員会の招集)

第25条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会を招集するには、役員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(役員会の議長)

第26条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数)

第27条 役員会は、役員 $\frac{3}{10}$ 以上の出席がなければ開会することができない。

(役員会の議決)

第28条 役員会の議事は、出席した役員 $\frac{1}{2}$ 以上の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会における書面表決)

第29条 やむを得ない理由のため、役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2条の規定については、出席した役員とみなす。

(役員会の議事録)

第30条 第21条の規定は、役員会の議事録について準用する。この場合において、同条中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員又は会員世帯」とあるのは「役員」と、「書面表決者及び表決委任者」とあるのは「書面表決者」と読み替えるものとする。

第6章 区域内の組織及び定例会

(区域内の組織)

第31条 本会の区域内を班及びブロックに分けて組織する。

2 組織の細部については別に定める。

(定例会)

第32条 本会は会務運営のため、定例会を持つ。

2 定例会の細部については別に定める。

第7章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第33条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費

- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第34条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が役員会の議決を経て定める。

- 2 本会の資産で第33条第1号の資産を処分し、又は担保に供する場合には、総会において会員の4分の3以上の議決を要する。
- 3 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、その年度開始前までに総会の議決を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び収支決算)

第37条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに会長が事業概要報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3箇月以内に総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第38条 本会が資金の借入れをしようとするときは、総会において、3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第39条 この規約は、総会において、会員の4分の3以上の議決を得、かつ、横須賀市長の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第40条 本会は、次の事由により解散する。

- (1) 破産
 - (2) 横須賀市長の認可取消し
 - (3) 総会の決議
 - (4) 構成員の欠亡
- 2 総会の決議に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。
 - 3 解散のときに存する残余財産は、本会と類似の目的を有する団体に寄付する。

第 9 章 雑 則

(委任)

第 4 1 条 この規約の施行について必要な事項は、会長が総会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この規約は平成 1 7 年 7 月 2 5 日から施行する。
- 2 この会の設立当初の役員は、第 9 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 1 1 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 1 8 年 3 月 3 1 日までとする。
- 3 この会の 設立当初の事業年度は、第 3 5 条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から平成 1 8 年 3 月 3 1 日までとする。
- 4 この会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 3 6 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

付 則

この規約は平成 2 1 年 5 月 1 0 日から施行する。

付 則

この規約は平成 2 8 年 5 月 1 7 日から施行する。

付 則

この規約は令和 5 年 6 月 8 日から施行する。